

九州電力株式会社玄海原子力発電所第4号機の
原子炉等規制法に基づく設計及び工事の計画の認可申請の概要

1. 申請者及び申請年月日等

申請者：九州電力株式会社 代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘

申請年月日等：

令和2年 3月24日（原発本第221号）

補正年月日等：

令和2年 9月29日（原発本第175号）

令和2年10月23日（原発本第218号）

2. 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

名称：玄海原子力発電所

所在地：佐賀県東松浦郡玄海町大字今村

3. 発電用原子炉施設の出力及び周波数

出力： 3, 478, 000 kW

第1号機： 559, 000 kW

第2号機： 559, 000 kW

第3号機： 1, 180, 000 kW

第4号機： 1, 180, 000 kW（今回申請分）

周波数： 60 Hz

4. 申請範囲

計測制御系統施設

10 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格

11 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を）に係る工事の方法

その他発電用原子炉の附属施設

1 非常用電源設備

3 その他の電源装置（非常用のものに限る。）

（1）無停電電源装置

・計装電源装置（3系統目蓄電池用）

（2）電力貯蔵装置

・蓄電池（3系統目）

4 非常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格

5 非常用電源設備に係る工事の方法

5 浸水防護施設

2 内郭浸水防護設備

(1) 防水区画構造物

・ 4 A - 1 原子炉補助建屋堰

・ 4 A - 2 原子炉補助建屋堰

3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

4 浸水防護施設に係る工事の方法

5. 工事の種類・内容

種類：発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事

内容：常設直流電源設備（3系統目）の設置工事

6. 申請理由

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第2項に規定される常設の直流電源設備及びその関連施設を設置する。